

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十四年十月二十二日第六百五十五号で位置の指定をした道路を次のとおり取り消した。

平成二十八年四月十二日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 梶 淳 一

取消番号	指定の取消しに係る道路の種類	年 月 日	指定の取消しに係る道路の位置	指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)	指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)
第一号	建築基準法 第四十二条 第一項第五号	平成二十八年 四月四日	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字富士塚百九十七八、 百九十七一二十五	百七十・八三	四・〇〇